

返還困難者への対応

返還意欲はあるが、経済的理由により返還困難な者については、延滞状態に陥らせないために次の施策を講じることとしている。

(1) 返還期限猶予制度の周知

奨学金の返還促進に関する有識者会議により平成20年6月に取りまとめられた報告書において、「返還猶予制度の周知徹底を図るとともに、経済困窮による返還猶予に係る目安となる所得基準の明確化を行う。」ことが提言されたことを踏まえ、「返還期限猶予事務処理マニュアル」を整備するとともに、機構のホームページに猶予対象となる所得金額の目安を掲載するなど、制度の周知を図った。

今後、返還説明会や返還者への通知等の各種媒体を通じて、制度の周知に努めることとしている。

<参考> 割賦金の返還を延滞している債務者の状況調査結果（平成19事業年度）

（単位：％）

債務者の状況	低所得	親の債務返済	借入金の返済	延滞額の増加	無職・失業	病気の療養 家族の	本人の 病気の療養	在学・留学	生活保護受給	災害	その他
割合	40.8	37.3	23.0	22.0	19.8	11.9	11.7	3.3	1.9	0.7	15.9

注(1) 調査対象（発送件数）は、19年12月において延滞6か月以上の者（106,141件）で、有効回答は7,250件（有効回答率6.8％）である。

注(2) 延滞事由は複数回答可としている。

(参考) 返還猶予の理由

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
病期中	5,272	6,524	7,484	7,387	4,186
災害	576	203	178	55	7
留学中	373	288	162	247	165
入学準備	2,615	2,455	2,500	1,548	733
生活保護	771	890	1,016	1,042	868
その他	41,005	47,654	51,510	48,580	36,025
合計	50,612	58,014	62,850	58,859	41,984

* 「その他」は失業等を理由とする生活困窮である。

* 「平成21年度」は11月までの実績である。

(2) 減額返還制度の創設

当初定めた割賦金額の返還は困難であるが、減額すれば返還可能な者については、別に定める要件に合致する者に限り、割賦金額を当初割賦金額の1/2相当の金額に減額(返還期間を延長)する減額返還制度について、平成22年度中の創設を予定している。

当該制度は、延滞債権発生抑制のほか、従来であれば返還猶予となる者が減額返還を行うことにより回収金の増収についても効果が期待できる。